

検索で探した求人に直接応募する ハローワークインターネットサービス「オンライン自主応募」のご案内

「オンライン自主応募」とは

「オンライン自主応募」は、求職者ご自身がハローワークインターネットサービスで探した求人について、ハローワークの紹介を受けずに直接応募する機能です。

※ハローワークでは、求人事業所に対し、募集条件の確認や、場合により緩和・拡充の提案などを行っています。
また、履歴書や職務経歴書といった応募書類の作成支援や、面接のマナー・心構えについてアドバイスや模擬面接なども行っていますので、応募前にぜひハローワークでご相談ください。

ご注意ください！

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。
また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。

- ・ オンライン自主応募で不採用となった場合、同一の求人に再度オンライン自主応募はできません。また、ハローワークからも、原則として同一の求人には紹介できません。
- ・ オンライン自主応募を行うことができる求人の上限は15件です（選考結果が登録されたものや応募を取り消したものは除きます）。
- ・ 応募辞退の連絡を行わずに面接に来なかったという報告が求人者から3か月で5件以上あった場合、求職者マイページの利用制限がかかります（解除にはハローワークへの来所が必要です）。

オンライン自主応募の流れ

1 オンライン自主応募の方法と注意点

ハローワークインターネットサービスで求人を検索します。オンライン自主応募ができる求人は、求人情報の「オンライン自主応募の受付」欄に「可」の記載があり、求人情報画面の右上に「自主応募」ボタンが表示されていますので、このボタンを押して応募します。

The screenshot shows a job listing page with a table of job details. The 'Online Self-Application Acceptance' column is highlighted with a red box and a red dot, indicating it is set to 'Yes'.

求人番号	受付年月日	紹介掲載日	受領決定所	求人区分	オンライン自主応募の受付
99999-99999999	9999年20月29日	9999年20月29日	NNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NN

応募する場合は右上の「自主応募」ボタンを押し、裏面「2 志望動機の入力方法や注意点」の案内に従って、志望動機等を入力してください

「オンライン自主応募の受付」欄が「可」となっている求人であることを確認してください
※ 令和3年9月21日時点で有効中の求人は「オンライン自主応募を受け付けない（ハローワーク紹介に限る）」に自動設定されています

2 志望動機の入力方法や注意点

志望動機、備考、添付書類などの各項目に関する注意事項は以下の通りです。

志望動機	
氏名	氏名（フリガナ） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 氏名（漢字） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
志望動機	全角600文字以内 ※必須
備考	全角600文字以内 ※任意 志望動機を要する家族がいることや、仕事をする上で身体上注意をしてもらいたい点など、応募時に求人者に伝えたい事項がある場合などは入力してください。入力は無意味です。
履歴書、職務経歴書、ジョブ・カード、その他の応募書類のアップロード	※任意 応募書類等 その他の応募書類 全角10文字以内 アップロード 削除 入力欄を削除 （4ファイルまで入力可） ファイルの追加

□上記の情報が、求人者による選考に利用されることに同意します。

雇用関係受給資格者の方に対する再就職手当及び就業手当については、受給資格に係る就職理由により給付制限を受けた方が待機期間満了後1か月間、このページからの応募により就職した場合、支給の対象となりません。また、このページからの応募は、雇用関係受給資格者の方に対する常用就職支度手当、移動費及び広域求職活動費の支給の対象となりません。

このページからの応募は、ハローワークによる職業紹介とはなりません。そのため、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件としている助成金は支給の対象とはなりません。

このページから応募（オンライン自主応募）を行った場合、以後、原則としてハローワークから紹介（マイページ経由のオンラインハローワーク紹介を含む）を受けて同一求人に対し再度応募することはできません。そのため、ハローワークの職業紹介が要件となる助成金の対象者であっても、同一求人に対しては、原則として再度応募することができませんのでご注意ください。

①志望動機（全角600文字以内）※必須
必ず入力が必要です

②備考欄（全角600文字以内）※任意

就業上留意を要する家族がいることや、仕事をする上で身体上注意をしてもらいたい点など、応募時に求人者に伝えたい事項がある場合などは入力してください。入力は任意です

外国人（特別永住者である方を除く）の方は、不法就労を防止する観点から、以下の入力をお願いします。

- ・在留カードの表面の「在留資格」、「在留期間（満了日）」の欄に記載されている事項
- ・在留カードの裏面の「資格外活動許可欄」に記載がある場合は「資格外活動許可あり」と記載してください。

③履歴書、職務経歴書、ジョブ・カード、その他の応募書類のアップロード

ご自身が作成した履歴書、職務経歴書、ジョブ・カード、その他の応募書類をアップロードして求人者に送ることができます

- ・応募する求人の「応募書類の送付方法」に「求職者マイページからの登録」が含まれていない場合は、この方法では送ることができないので、求人者が指定する方法でお送りください
- ・ファイルサイズ
アップロードできる書類（ファイル）は最大4点。ファイルサイズは1点につき2MBが上限です
- ・ファイル形式
アップロードできる応募書類のファイルの種類は、.doc、.docx、.xls、.xlsx、.pdf、.jpg、.jpeg、.png、.bmp、.gif形式です。これ以外の形式はアップロードできません
- ・ファイルにはパスワードをかけないでください
- ・ウイルスの疑いがある応募書類があった場合、応募自体は有効ですが、応募書類は送ることができません。そのような場合は、メッセージでお知らせしますので、求人者にメッセージや電話で連絡を取り、別の方法でお送りください
- ・応募書類は、求職者が応募を取り消した時点、求人者マイページに選考結果を登録した時点、求人無効後翌々々月末が経過した時点で、求人者マイページおよび求職者マイページの両方から自動的に削除されます

④注意文「上記の情報が、求人者による選考に利用されることに同意します。」を確認してチェックします。

⑤入力が終わったら「次へ進む」ボタンを押してください。求人応募（オンライン自主応募）内容確認画面に進むので、内容を確認の上、右下の「応募」ボタンを押してください
この時点で、求人者に応募情報が通知されます

④入力が終わったら「次へ進む」ボタンを押してください。求人応募取り消し確認画面に進むので、内容を確認の上、「完了」ボタンを押してください

お問い合わせ・相談窓口

オンライン自主応募はハローワークを介さない直接応募です。オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は、当事者（求職者と求人者）同士で対応することが基本です。

ハローワークがトラブルの仲裁に入ることができないことを十分ご理解いただいた上で、ご応募ください。

システム操作などについての問い合わせ先は、以下の通りです。

ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

ハローワークインターネットサービスでの求人情報の検索方法、求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせは、以下の連絡先でお受けしております。

■電話でのお問い合わせ

電話番号：0570-077450

受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります

■メールでのお問い合わせ

E-mail：helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークインターネットサービスで、詳しいマニュアルも公開しています。

■求職者マイページの詳しい操作方法「求職者マイページ利用者マニュアル」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuusyoku_mp_manual_202103.pdf

ハローワークの求人票と実際が違っていた場合のお問い合わせ(ハローワーク求人ホットライン)

ハローワークインターネットサービスで公開している求人に応募した際に、求人票の内容と異なる内容を提示された場合には、「ハローワーク求人ホットライン」にお申し出ください。

例えば・・・

- ・面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された
- ・求人票と違う仕事の内容だった
- ・正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態を提示された
- ・採用の直前に、求人票にはなかった勤務地を提示された
- ・始業の30分前に出社するように言われた
- ・「あり」となっていた雇用保険、社会保険の加入対象でないと言われた
- ・労働条件の変更について、契約前に説明がなかった など

■ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者専用）

電話番号：03-6858-8609

受付日時：全日8:30～17:15（土日祝も受付。ただし、年末年始を除く）

※通話料は利用者負担となります